



いざという時!

機械式駐車場の消火設備を正しく使うために!

はじめに

本年10月1日、大阪市の雑居ビル(個室ビデオ店)で火災が発生し、16名もの尊い命が奪われるという事件が起きました。その同日、名古屋市の機械式駐車場で、鎮火までに約12時間かかるという火災が発生しました。

大阪市の火災は放火によるもので、到底許されることではありませんが、どちらの火災においても、関係者による消火設備の「誤操作」(感知器が作動してベルが鳴動したが、感知器の誤作動と思いベルを止めてしまった)や、「無操作」(消火設備の機能や操作方法を知らなかった)によって、避難の遅れや初期の消火活動に支障を来しました。

これまでも、機械式駐車場においては入庫車のエンジン部からの出火などにより駐車場内での火災が何度か発生していますが、関係者が消火設備を正しく稼働させることで初期消火に成功している事例も多く、これらのことは消火設備での初期消火の重要性を証明しています。



全焼した火元車



発火したエンジンルーム

いざという時に落ち着いて初期消火にあたれるよう、今号では代表的な消火設備の操作手順を2例ご案内いたしますので、今一度ご確認くださいませようお願いします。

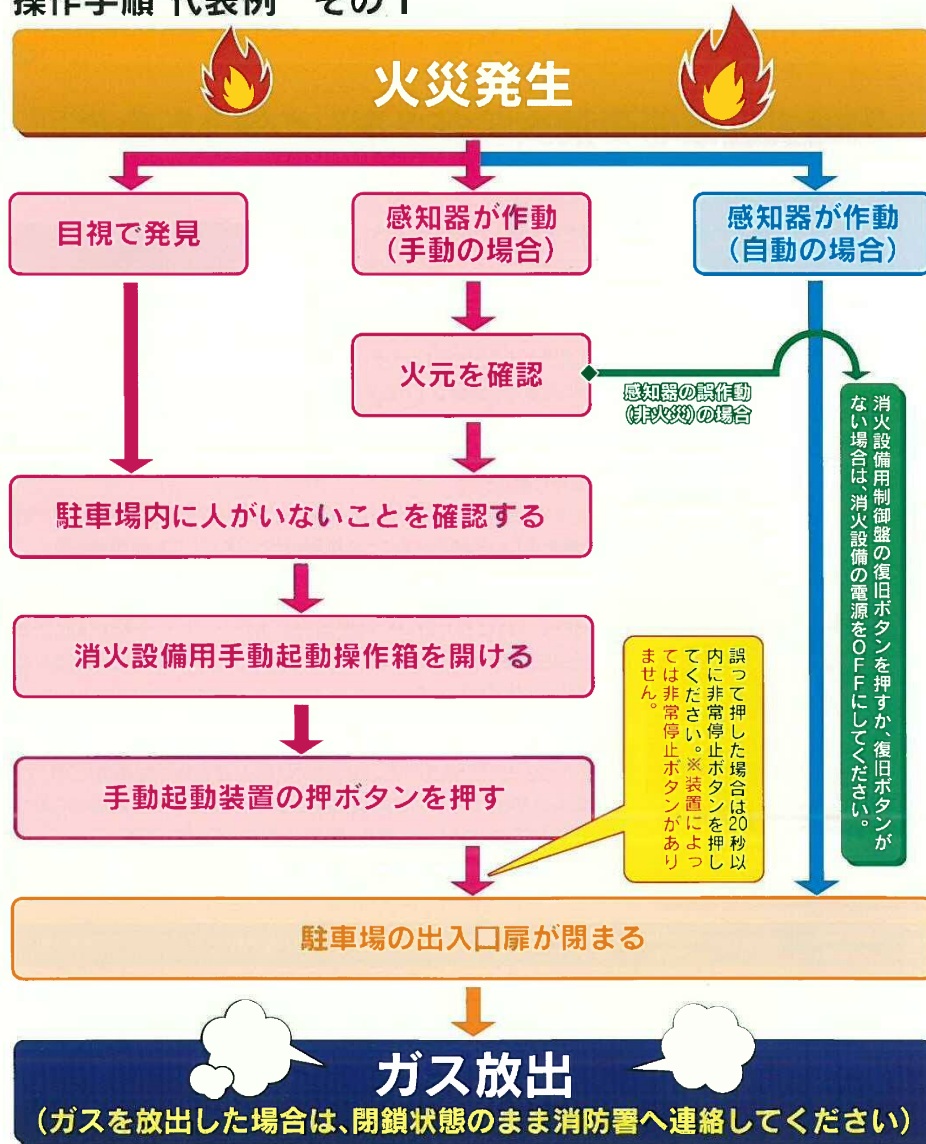
また、消火設備は、万が一火災が発生した場合、確実に機能が発揮できるものでなければなりません。消防法では防火対象物の関係者に対して、「設備を定期的に点検し、消防機関に報告すること」が義務付けられておりますので、資格者による点検・整備は確実に行ってください。

駐車場火災事故の主な事例

No.	駐車装置の種類	設置場所	消火設備の種類	発生年月日	発生状況／出火原因／消火状況	被害状況
1	エレベータ パーキング	東京都	二酸化炭素	平成8年 6月30日	操作員が出庫呼び時に入庫車の火災を発見し、着床付近にて非常停止した。消火器にて消火にあたったが消せず、消火設備を起動させ、二酸化炭素放出にて鎮火。	火元車全焼 パレット2枚焼損
2	タワー パーキング	愛知県	ハロゲン化物	平成11年 8月21日	入庫車のエンジントラブルにより出火。操作員が手動にて消火設備を起動させ、ハロンガス放出にて鎮火。	火元車全焼 ケージ1台全損
3	タワー パーキング	大阪府	二酸化炭素	平成18年 6月28日	入庫車より出火。(出火原因は不明。)オーナーが警報音が鳴っていることに気づき、シャッターを開けたら車が燃えていた。消火器で消火にあたったが消せず、消防に連絡し放水にて鎮火。消火設備は作動させなかった。	火元車全焼 火元車近くの 入庫車3台焼損

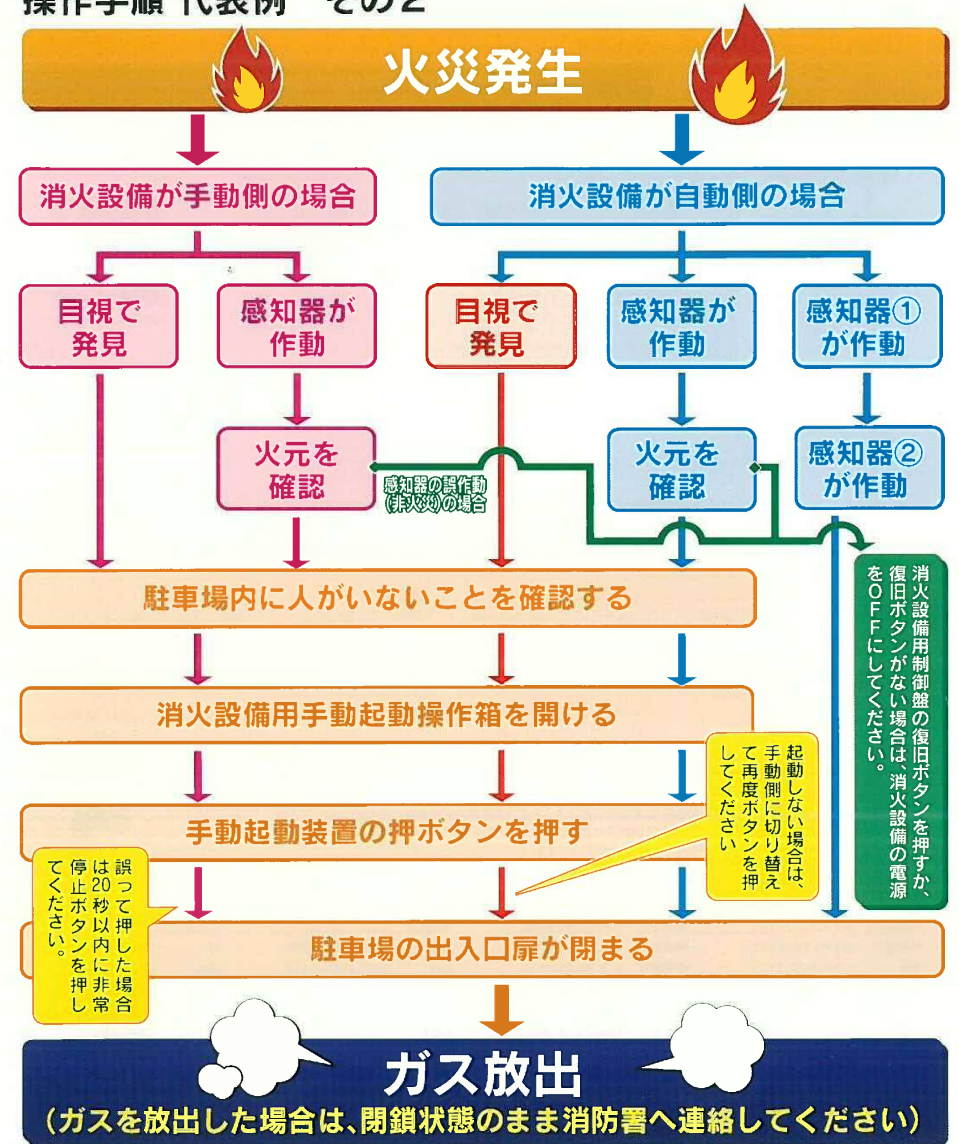
ハロゲン化物・平成3年7月以前の
不活性ガス(二酸化炭素)消火設備の場合

操作手順 代表例 その1



平成3年8月以降の
不活性ガス(二酸化炭素)消火設備の場合

操作手順 代表例 その2



※各消火設備により操作方法が若干異なる場合がございますので、詳しい操作方は、消火設備点検業者にお問合せください。

※各消火設備により操作方法が若干異なる場合がございますので、詳しい操作方は、消火設備点検業者にお問合せください。

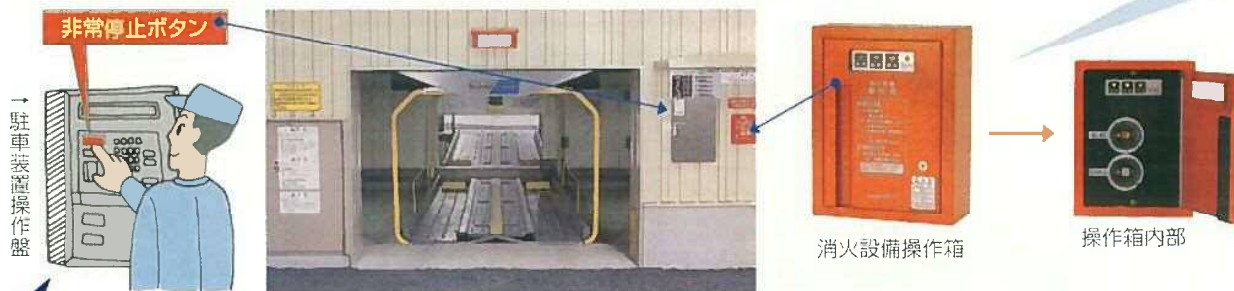
消火設備を正しくお使いいただく為に

残念ながら過去に消火設備起動用押ボタンを機械式駐車装置の非常停止押ボタンと間違えて押してしまい、放出された消火剤により駐車場内に閉じ込められた人が命を落とすという悲惨な事故が発生しています。

万一の火災に備えて設置した設備で人の命を奪うことは、なんとしても避けなければなりません。今一度、機械式駐車装置の「非常停止押ボタン」と消火設備用の「起動用押ボタン」の位置と機能を再確認していただき、ご利用者の皆様へも周知いただきますようお願いいたします。

消火設備用手動起動操作箱(押ボタン)

消火設備用起動操作箱(押ボタン)は、通常、駐車装置操作盤の右側に設置されていて、火災時に押すと警報と共にガスを放出します。起動操作箱はメーカー・型式により何種類がありますが、操作方法はほとんど同じです。



機械式駐車場用非常停止押ボタン

運転を緊急に停止させる押ボタンで消火設備以外のすべての装置が直ちに停止します。赤色の目立つ押ボタンで、駐車装置操作盤に設置されています。

※但し、非常停止押ボタンはあくまでも緊急用です。操作を間違えた時は取消ボタンを押してください。また、万が一、人が閉じ込められた時は慌てずに管理人または管理会社へ連絡を入れ、指示を受けてください。

消防用設備の点検・整備は確実に!!

点検・報告義務のある人

消防用設備等または特殊消防用設備などの設置が義務付けられている防火対象物の関係者(所有者・占有者・管理者など)

点検をする人

消防設備士・消防設備点検資格者など

報告を受ける人

消防長または消防署長

罰 則

消防用設備等または特殊消防用設備等の点検結果の報告をしない者または虚偽の報告をした者
○30万円以下の罰金または拘留
(消防法第44条第7号の3)
○上記の場合、その法人に対しても上記に定める罰金刑が課せられます(消防法第45条第3号)

■パーキングサービスガイドについて

このIHIパーキングサービスガイドは装置の保全、装置内における人および自動車の安全確保に不可欠な保守・取り扱い管理についてご案内するシリーズです。IHIパーキングについては何なりと、当社サービス技術員にご相談ください。

●本社 〒104-0044 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー (03)5550-5384

●サービスセンター

最新のサービスセンターの連絡先は、パーキングシステムサービス拠点のサービスセンタ連絡先をご参照ください。

<http://www.iuk.co.jp/parking/offices.html>

